1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学援助制度の案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校での入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の各種学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員・ケースワーカー・スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童・生徒・保護者へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	2．就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請時を随時の申請の受け付け	イ．随時申請を受け付けたが、年度末から初分から援助	ウ．随時申請を受け付けたが、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全て に○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全て に○） ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
41	41	25	28	15	9	28	24	37	11	10	17	17	2	5	31	8	3	4	10	13	21	0	0	0	3	3	18	0	18	18	2	5	5
沖縄県	那覇市	○	○	○		○	○	○	○		○	就学児健康診断の通知書に小学校入学準備金支給のお知らせを掲載している。			○				○	○	○								○	○				
沖縄県	宜野湾市	○	○		○	○		○		○	○	福祉部局の生活支援員を通じて周知を行っている。			○					○							○		○	○	○		
沖縄県	石垣市	○	○			○		○							○				○										○					
沖縄県	浦添市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	市の地区長への情報発信（関連部署）			○						○								○	○				
沖縄県	名護市	○	○	○		○	○	○							○				○								○			○				
沖縄県	糸満市	○	○		○	○	○	○							○						○								○					
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○	○	○	○	○						○						○								○	○	○			
沖縄県	豊見城市	○	○		○	○		○			○	役所内の各課へチラシを配布し、事務に支障のない範囲内で窓口に設置するよう依頼している。			○						○								○					
沖縄県	うるま市	○	○			○	○	○		○							○	・要保護・・・随時受付。 ・準要保護・・・12月まで受付。	○	○									○	○				
沖縄県	宮古島市	○	○			○	○	○							○						○								○	○				
沖縄県	南城市	○	○			○		○			○	就学前健診案内通知に就学援助制度の書類を同封して送付			○						○								○					
沖縄県	国頭村			○			○	○	○						○						○						○							
沖縄県	大宜味村		○	○		○		○							○					○														
沖縄県	東村		○			○				○					○				○								○							
沖縄県	今帰仁村	○				○		○			○	年度途中に再通知（各学校より保護者宛配布）			○				○	○	○									○				
沖縄県	本部町	○	○			○	○	○			○	学校を通し全児童生徒の保護者へ就学援助の申請書及び案内資料を配布、町子育てSns及び町役場電光掲示板で申請案内を周知。			○					○										○				
沖縄県	恩納村	○	○			○	○	○	○		○	BNSなどで配信（村公式アカウント）			○						○						○							
沖縄県	宜野座村		○				○	○			○	各学校及び村内各施設に就学援助ポスターを掲示。 地域民生委員・児童委員から就学援助が必要な世帯へ制度の説明を行っている。			○			当初分については、期限を設けている。当初の期限以降の申請については随時受付しており、認定された場合は申請月の翌月から援助を行っている。	○								○							
沖縄県	金武町	○	○	○		○		○	○	○					○						○									○				
沖縄県	伊江村	○	○	○		○	○	○		○				○							○								○					
沖縄県	読谷村	○	○	○	○	○	○	○							○										○	提出期限内は学校へ提出し、期限を過ぎた場合は教育委員会へ提出				○				
沖縄県	嘉手納町	○	○	○		○	○	○	○		○	じんじんメールにて申請案内の周知。学校事務から前年度の認定者に対して電話による申請勧奨。スクールソーシャルワーカーとの連携による周知			○						○						○						
沖縄県	北谷町	○	○		○	○	○	○	○	○	○	家庭訪問や三者面談時に保護者へ案内が配布			○						○						○							
沖縄県	北中城村	○	○				○	○	○						○						○									○				
沖縄県	中城村	○	○	○		○	○	○	○						○						○								○	○		○	関係機関等と連携し、該当児童生徒で未提出の世帯に提出を促す。	
沖縄県	西原町	○	○	○	○	○	○	○			○	他課（子どもの貧困対策事業主管課）が関わっている世帯に対して、個別に情報提供を行っている。			○						○									○				
沖縄県	与那原町		○	○				○	○	○	○	町公式LINEで対象年齢の保護者全員へ通知			○					○								○	○				
沖縄県	南風原町	○	○				○	○							○					○								○	○				
沖縄県	渡嘉敷村							○						○							○						○							
沖縄県	座間味村										○	各掲示板等にて周知		○						○							○							
沖縄県	粟国村						○				○	希望する保護者に対し、就学支援制度について案内文を出し、説明している。		○						○													○	特に工夫点がになっていない
沖縄県	渡名喜村										○	給食費・医療費・学用品費等すべて無償化のため、就学援助の周知は行っていない。					○	申請の受付を行っていない。							○	申請の受付を行っていない。							○	対象者がいないため、周知を行っていない。
沖縄県	南大東村					○		○							○					○														
沖縄県	北大東村						○	○		○					○					○													○	小規模校のため、制度対象世帯を把握している。
沖縄県	伊平屋村	○	○	○		○		○			○	村内各所にチラシを掲載。防災無線にて周知。	○								○						○							
沖縄県	伊是名村						○	○							○				○														○	令和4年度より申請書のレイアウトを新しく変更した。
沖縄県	久米島町							○						○							○						○			○				
沖縄県	八重瀬町	○	○	○	○	○		○							○					○							○		○					
沖縄県	多良間村					○	○	○		○							○	申請締切日を設定しているが、定例教育委員会において申請者以外の取性種を元に追加仮認定とし、保護者未提・事後申請で認定としている。	○						○	申請者に対して、教育委員会で認定会議を行う。また、申請書の提出がない者に対しては、事前に税情報の提供をしてもらい仮認定としている。 担当が家庭訪問で内容説明し、申請書提出が完了した時点で認定としている。	○								
沖縄県	竹富町						○	○							○				○								○		○	○				
沖縄県	与那国町					○		○		○			○								○						○							

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用をその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 城内の幼児教育所で案内を配布	キ. 城内の中学校で在校生及び保護者に対して案内（高校時がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学者が入学者説明会で案内を配布	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などに内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給対象者の教育費負担軽減制度があるから	エ. （入学前支給と）重なる時期に教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエおよびオの内容
41	41	30	4	3	0	2	2	2	30	3	0	1	0	0	0	0	2	6	6	16	0	19	23	7	11	13	17	8	6	8	7	7	1	0	0	2	0	1	1
沖縄県	那覇市	○							○								○					○	○		○		○	○	○		○	自治会長に対して掲示板へのポスター掲載を依頼している。小中学校に在籍がある世帯について、就学援助の申請とまとめて入学準備金の申請手続きを行っていたため、準備金のための再度申請手続きを不要としている。（保護者負担軽減）							
沖縄県	宜野湾市	○							○											○		○	○		○	○	○	○		○									
沖縄県	石垣市	○							○										○				○				○													
沖縄県	浦添市	○							○											○		○	○	○	○	○	○		○											
沖縄県	名護市	○							○									○				○		○		○	○													
沖縄県	糸満市	○							○											○		○	○		○	○														
沖縄県	沖縄市	○							○											○		○	○	○	○	○	○													
沖縄県	豊見城市	○							○											○		○	○		○															
沖縄県	うるま市	○							○									○				○	○				○			○										
沖縄県	宮古島市	○							○											○											○	対象者を兄弟が就学援助を受給している者に限定しており、対象者にのみ案内・申請書を送付している。							
沖縄県	南城市	○							○									○				○	○			○					○	就学前健診案内通知に就学援助制度の書類を同封して送付							
沖縄県	南風原町						○	令和5年度より、国語村独自の施策で国語村子育て応援入学・卒業祝金」を実施したため、就学援助からの新入学用品費を廃止した。																																
沖縄県	大宜味村		○									○																												
沖縄県	東村	○							○										○											○										
沖縄県	今帰仁村	○							○											○											○	1月に各保育園へ申請書を渡け、園より保護者へ配布してもらう。未就園児童へは直接郵送。							
沖縄県	本部町	○							○											○		○	○			○	○	○												
沖縄県	恩納村	○							○											○		○	○	○			○	○	○											
沖縄県	宜野座村	○							○											○							○	○		○										
沖縄県	金武町	○							○									○					○			○				○										
沖縄県	伊江村	○							○										○				○	○		○	○			○										
沖縄県	読谷村	○							○										○			○	○		○	○	○													
沖縄県	嘉手納町	○							○											○		○	○			○	○	○	○		○	じんじんメールにて申請関係の周知							
沖縄県	北谷町	○							○											○		○	○		○	○													
沖縄県	北中城村	○							○											○		○	○				○		○											
沖縄県	中城村	○							○											○		○	○	○		○			○											
沖縄県	西原町	○							○											○		○	○	○	○															
沖縄県	与那原町	○							○									○					○							○	○	LINE	①11月②11月28日～12月23日							
沖縄県	南風原町	○							○									○				○	○				○	○												
沖縄県	渡嘉敷村					○																																		
沖縄県	座間味村					○																																		
沖縄県	粟国村		○							○																														
沖縄県	渡名喜村						○	対象者がいない。																																
沖縄県	南大東村			○																						○										○				
沖縄県	北大東村			○																																	○		保護者からの要望・申請・提案等があれば対応する。
沖縄県	伊平屋村		○							○																														
沖縄県	伊是名村	○							○										○								○													
沖縄県	久米島町		○							○																														
沖縄県	八重瀬町	○							○										○			○	○		○					○										
沖縄県	多良間村	○							○								○											○			○	小規模学校なので、家庭訪問をし、説明している。（税務課と連携し、税の情報提供してもらっている。）							
沖縄県	竹富町	○							○											○					○		○													
沖縄県	与那国町			○																																○				

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品などその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）以前	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校>ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	<中学校>ア．手続の簡便がよいから	イ．規則改正などの内容が複雑で手続がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に比例した負担の増加など、事務量が増加するから	エ．入学前と学期ごとの保護者の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．要対急変世帯の認定について（重複可） （1）当てはまるもの1つに○ ア．従前より要対急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を設書し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の内容が明確であるため対応	オ．新たに認定基準等を設書することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
41	41	30	4	4	1	1	1	1	30	3	0	1	0	0	0	0	1	5	8	10	0	0	0	3	0	1	1	14	0	16	0	1	7	3	5
沖縄県	那覇市	○							○										○															○	①災害・火災により財産を失った者②生計維持者等が失業したことにより、収入がない者③生計維持者等が長期療養または失業したことにより、収入がない者④破産宣告を受けた者。「一会に該当する場合は、特別事情として、生活保護基準額の1.8倍で再審査を行う。
沖縄県	宜野湾市	○							○											○								○								令和4年度より要対急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定
沖縄県	石垣市	○							○										○									○							
沖縄県	浦添市	○							○											○								○							
沖縄県	名護市	○							○									○												○					
沖縄県	糸満市	○							○											○								○							
沖縄県	沖縄市	○							○											○								○							
沖縄県	豊見城市	○							○											○								○							
沖縄県	うるま市	○							○											○								○							
沖縄県	宮古島市	○							○											○													○		
沖縄県	南城市	○							○									○												○					
沖縄県	国頭村						○	令和5年度より、国頭村独自の施策で国頭村子育て応援入学・卒業祝金を実施したため、就学援助からの新入学用品費を廃止した。																				○							
沖縄県	大宜味村		○									○																		○					
沖縄県	東村	○							○										○														○		
沖縄県	今帰仁村	○							○											○										○					
沖縄県	本部町	○							○											○										○					
沖縄県	恩納村	○							○											○										○					
沖縄県	宜野座村	○							○											○										○					別途書類を提出してもらい「その他教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者」として認定を行う。
沖縄県	金武町	○							○									○												○					
沖縄県	伊江村	○							○										○									○							
沖縄県	読谷村	○							○										○											○					
沖縄県	嘉手納町	○							○											○										○					
沖縄県	北谷町	○							○											○										○					
沖縄県	北中城村	○							○											○										○					
沖縄県	中城村	○							○											○														○	現在のところ、新たに認定基準を設けることは検討していない。
沖縄県	西原町	○							○											○													○		
沖縄県	与那原町	○							○									○										○							
沖縄県	南風原町	○							○									○										○							
沖縄県	渡嘉敷村			○																				○									○		
沖縄県	座間味村					○																											○		
沖縄県	粟国村		○							○																						○			
沖縄県	渡名喜村				○																												○		
沖縄県	南大東村			○																				○						○					
沖縄県	北大東村			○																						○	保護者からの要望・申請・請求等があれば対応する。			○					
沖縄県	伊平屋村		○							○																		○							
沖縄県	伊是名村	○							○											○													○		
沖縄県	久米島町		○							○																		○							
沖縄県	八重瀬町	○							○										○															○	コロナウイルス感染症の影響を受け要対急変した場合のみ相談があれば個別に対応する。
沖縄県	多良間村	○							○								○													○					
沖縄県	竹富町	○							○											○								○							
沖縄県	与那国町			○																				○						○					

		4. 就学援助制度の概要確定・認定基準について																						5. 生活保護基準単純による収単受給への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																						4. (3)で ソ、タ、チ、ツ、テ、トのどれか1つでも○をした場合										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 病院・市町村等の無料・割引	ウ. 市町村等の無償の授業料の減免または徴収の猶予	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母・人の事業所の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の高い者、学食、給食費が高い者または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 母・産後の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して掛を定めている旨の)(例: 生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に変わる旨の)(例: 生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して掛を定めている旨の)(例: 生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等)(460万円等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者を固定額に一定の係数を掛けたもの(例、課税者母親固定額の1.8倍、1.5倍等)(係数および定額を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税所得割額(課税額)に関する係数(倍率)	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)で ソ、タ、チに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
																								(1) 令和5年4月以降、保護費減の認定										
																								ア. 反映させる(新たな認定基準に更新)	イ. 反映させない(従前の認定基準を継続)	ア. 生活保護基準単純による影響が生じる可能性があるため、対応していない。(見直し後の生活保護基準に基づく保護費の認定基準で認定定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく保護費額の認定基準により再認定など)	イ. 生活保護基準単純による影響が生じないと想定されるため、対応していない(保護費額が変わらない等)	ウ. 生活保護基準単純による影響が生じると想定されるが、対応していない	エ. その他	内容	(4) (1)でイ、反映させない		
																																	年	月	令和4年度
41	41	38	35	5	4	3	21	2	2	3	4	4	3	8	3	8	13	3	0	16	21	0	16	4	9	9	3	3	3	0	0	9	9	
沖縄県	那覇市	○	○														○			○	1.3		1)災害・火災により財産を失った者②生計維持者等が失業したことにより、収入がない者③生計維持者が長期療養または失業したことにより、収入がない者④経営資金を受けた者。(1～4に該当する場合は、特別事情として、生活保護基準額の1.8倍で再審査を行う。			○						平成25		4	25%未満
沖縄県	宜野湾市																	○			1.3													25%未満
沖縄県	石垣市	○															○				1.3			通常は10倍未満だが、沖縄県子どもの貧困対策推進交付事業期間中は1.3倍未満としている。		○						平成30年		4	25%未満
沖縄県	浦添市	○	○													○					1.2					○						平成28		10	35%未満
沖縄県	名護市	○	○											○							1.2					○								15%未満
沖縄県	糸満市	○	○														○				1.2					○						平成27		4	20%未満
沖縄県	沖縄市	○	○				○										○			○	1.3		本市就学援助規則第2条第1号ウのオ:「その他教育長が就学援助を行う必要があると認めた者」を援助対象者と定め、同規定を受け、重傷第3条で被災者や生計維持者の死亡等を該当者として定めている。(例: 東日本大震災被害、コロナ感染症の影響等)			○						平成24年		12	35%未満
沖縄県	豊見城市	○															○				1.3					○						平成27		4	20%未満
沖縄県	うるま市	○	○	○	○	○	○									○				○	1.3		・年度途中の転入者で、前住所地で就学援助をうけていた者。 ・教育長が就学援助を行う必要があると認めた者(災害、火災等により財産を失った、生計維持者が死亡した場合等)	・イについては、所得割非課税を含む。 ・エについては、全額免除のみ。 ・オについては、4段階のうち、最低額の減免のみ。 ・カについては、全額免除のみ。	○				○					35%未満
沖縄県	宮古島市																○				1					○						平成30		4	30%未満
沖縄県	南城市	○	○													○					1.2					○						平成27		4	30%未満
沖縄県	国頭村	○	○				○									○					1.3				○		○							30%未満
沖縄県	大宜味村	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○	○		○				1.2				○				○					30%未満
沖縄県	東村	○	○																	○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者											25%未満
沖縄県	今帰仁村	○	○																															20%未満
沖縄県	本部町	○	○																	○			特別な事情により著しく困窮していると認める世帯(母子家庭と連携し特に支援が必要と認められる世帯等)											25%未満
沖縄県	恩納村	○	○				○							○						○			その他教育長が就学援助を行う必要があると認められる者 保護者が不慮の事故や災害等に遭い、援助が必要と認められる者											30%未満
沖縄県	宜野座村	○	○				○													○			その他教育委員会が援助費の給付が特に必要と認める者(災害・火災により財産を失った、生計維持者が死亡したため、生計維持者が長期療養または休職中のため、経営資金を受けたため、その他教育委員会が就学援助を行う必要があると認める者。)											20%未満
沖縄県	金武町	○	○																	○			教育長が認める特別な事情がある者(保護者死亡や失業など)											20%未満
沖縄県	伊江村	○	○				○							○																				20%未満
沖縄県	読谷村	○	○				○													○			教育長が就学援助を行う必要があると認める場合(個別に検討し支援する)											20%未満
沖縄県	嘉手納町	○	○				○													○			市町村民税所得割非課税											30%未満
沖縄県	北谷町	○	○				○					○								○			市町村民税所得割非課税											30%未満
沖縄県	北中城村	○	○				○									○					1.2				○				○					25%未満
沖縄県	中城村	○	○				○											○			1.3													25%未満
沖縄県	西原町	○	○															○			1.2			1.2倍以上1.5倍未満も規定あり											20%未満
沖縄県	与那原町	○	○													○	○				1.2				○		○								20%未満
沖縄県	南風原町	○	○				○										○				1.3				○			○							30%未満
沖縄県	渡嘉敷村	○	○				○													○			その他村長が就学支援を行う必要があると認めた者											10%未満
沖縄県	座間味村	○	○				○													○			教育長が特に必要と認めた場合											0%未満
沖縄県	粟国村	○	○				○					○	○	○																				20%未満
沖縄県	渡名喜村																			○			係要保護認定を行っていない。	全児童生徒に対し、給食費・学用品費・医療費等が無償化されている。											0%未満
沖縄県	南大東村	○	○				○																											15%未満
沖縄県	北大東村	○	○	○	○	○	○		○		○			○	○					○			所得者の失業											20%未満
沖縄県	伊平屋村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満
沖縄県	伊是名村	○	○														○				1.3				○			○						20%未満
沖縄県	久米島町		○				○																											25%未満
沖縄県	八重瀬町																○				1.2					○						平成24		4	25%未満
沖縄県	多良間村	○	○																															45%未満
沖縄県	竹富町	○	○														○			○	1.3		特別な事情を有する者については、学校長の意見書を添付		○		○							25%未満
沖縄県	与那国町	○	○	○	○	○	○			○	○			○			○				1.3				○				○					10%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	(1) 実費・限度額	(1) 支給平均額	(2) 上限額	(2) 上限の金額	(2) 支給平均額	(3) 一定額	(3) 令和5年度単価	(3) その他	(3) 補足事項	(4) 費目の設定の有無	(4) 実費・限度額	(4) 支給平均額	(5) 上限額	(5) 上限の金額	(5) 支給平均額	(6) 一定額	(6) 令和5年度単価	(6) その他	(6) 補足事項	(7) 費目の設定の有無	(7) 実費・限度額	(7) 支給平均額	(8) 上限額	(8) 上限の金額	(8) 支給平均額	(9) 一定額	(9) 令和5年度単価	(9) その他	(9) 補足事項	(10) 費目の設定の有無	(10) 実費・限度額	(10) 支給平均額	(11) 上限額	(11) 上限の金額	(11) 支給平均額	(12) 一定額	(12) 令和5年度単価	(12) その他	(12) 補足事項	(13) 補足事項
41	41	40	0	0	4	4	4	38	38	0	2	38	0	0	1	1	1	37	37	0	2	5	2	2	1	1	1	2	2	0	1	32	9	9	10	10	10	2	2	0	2	16
沖縄県	那覇市	○			○	11,630	10,854					○						○	①54,080円(小学校入学準備金の支給がなかった者)②13,460円(小学校入学準備金の支給を受けた者)			○			○	40,020	0							○			○	22,690	14,507					小学1年生の新入学学用品費は、4月認定者のみ。また、前年度入学準備金(40,600円)の支給がある者は、差額の13,460円を支給。支給がない者は54,080円を支給。通学費、校外活動費(宿泊伴う)については、実績なし。平面アルバム代等は令和5年度より新設のため、令和5年度予算に計上した単価を記入。
沖縄県	宜野湾市	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	14,015									
沖縄県	石垣市	○						○	11,520			○						○	50,600																							
沖縄県	浦添市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	21,490	16,570					
沖縄県	名護市	○						○	11,100			○						○	40,600			○	○	0								○			○	10,000	9,820					
沖縄県	糸満市	○						○	10,000			○						○	40,600													○			○	10,000	10,000					
沖縄県	沖縄市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	21,490	12,506					●学校給食費は、上限額(月額14,100円)の支給であるが、月途中での転出入があった場合は日割支給となる。 ●オンライン学習通信費は、令和4年度より見直しを図っている。沖縄県立教育研究所にて全児童生徒へタブレットを配布し、オンライン学習を推進中。教育研究所にて20GB以上の通信費契約を徴収しており、20GB以上の通信費の業者比較の資料などをもとに単価を1,250円/月額と設定した。
沖縄県	豊見城市	○						○	11,100			○						○	40,600			○						○	38,200			○			○	20,000	16,169					
沖縄県	うるま市	○						○	11,520			○						○	40,600													○			○	16,000	12,750					
沖縄県	宮古島市	○						○	11,420			○						○	40,600																							
沖縄県	南城市	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	10,000	10,000					
沖縄県	国頭村	○						○	11,630																																	
沖縄県	大宜味村	○						○	11,100			○						○	9,900													○	○	無償								
沖縄県	東村	○						○	11,100			○						○	19,900													○			○	10,000	0					令和4年度の校外活動費、医療費に関しては実績なし。
沖縄県	今帰仁村	○						○	13,270			○						○	19,900													○					○	5,000				
沖縄県	本部町	○						○	13,270			○						○	19,900													○			○	5,000	5,000					学用品費は1年生のみ11,100円 2~6年生まで13,270円 割合は約15%で想定(認定月分の場合あり)。
沖縄県	恩納村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	10,505								○オンライン通信学習費については、世帯につき年間14,000円の支給とする。(小・中に対象者がいても、世帯につき年間14,000円) ○宿泊を伴う校外活動は実施なし。 ○小学校において令和4年度は、コロナ感染症対策における学校給食費免除となり、支給実績なし。保護外通学の児童においては免除対象とならないため、支払う必要があるが、R4においては実績なし。
沖縄県	宜野座村	○			○	11,630	11,424					○						○	51,080													○			○	22,690	17,062					令和3年度給食費無償化により支給実績なし。
沖縄県	金武町	○						○	14,780			○						○	40,600			○	○	0								○	○	14,720								1)通学費の支給対象者なし。 2)学校給食費に関しては常で無償化を実施
沖縄県	伊江村	○						○	11,630			○						○	54,080													○					○	4,500				
沖縄県	読谷村	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	10,000	10,000					
沖縄県	嘉手納町	○						○	11,100			○						○	40,600													○	○	15,000								「医療費」令和4年度実績なし。
沖縄県	北谷町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	11,904								
沖縄県	北中城村	○						○	13,900		○	○						○	54,080													○			○	22,690	17,110					学用品費について、小1は11,630円、小2~6は13,900円(通学用品費は学用品費に含む)。医療費は設定しているが、子ども医療費助成の拡充により支給無し(医療費免除引の人)。
沖縄県	中城村	○						○	11,630			○						○	40,600													○			○	15,505	14,368					-医療費 0円(実績なし)
沖縄県	西原町	○						○	11,100			○						○	19,900													○			○	10,000	10,000					
沖縄県	与那原町	○						○	11,420			○						○	30,470													○			○	16,000	16,000					
沖縄県	南風原町	○						○	11,420			○						○	40,600													○			○	20,000	11,817					医療費実績なし。
沖縄県	渡嘉敷村	○						○	11,100			○						○	19,900													○	○	59,700							他の補助金による支給	
沖縄県	座間味村	○						○	11,630			○						○	51,080																							該当者がいないため支給実績なし
沖縄県	粟国村	○						○	13,270																																	
沖縄県	渡名喜村									無償化										無償化											無償化										無償化	
沖縄県	南大東村	○			○	11,630	16,765					○						○	43,250													○	○	10,000								
沖縄県	北大東村	○						○	11,000			○						○	20,000													○			○	実費額の一部	0					
沖縄県	伊平屋村	○			○	11,100	11,100					○			○	19,900	19,900																									医療費については、子ども医療費助成にて対応しているため支給無し。
沖縄県	伊是名村	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	7,315								学校支給額0円については、実績額が無かった。
沖縄県	久米島町	○						○	11,420			○						○	20,470																							
沖縄県	八重瀬町	○						○	11,630			○						○	54,080		1年生対象											○			○	22,690	15,259					
沖縄県	多良間村	○						○	11,420			○						○	20,470																							補助の費目で給食費・医療費は実費となっているが、現在無料のため支給はしていない。
沖縄県	竹富町	○						○	11,420			○						○	40,600																							医療費については、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病の治療を要する者がいなかったため0円で入力
沖縄県	与那国町	○						○	11,630			○						○	54,080			○						○	2,270													

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費									新入学児童生徒学用品費等							通学費									修学旅行費									（5）補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する各市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・限度額	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		
41	41	40	0	0	4	4	4	38	38	0	2	38	0	0	1	1	1	37	17	0	2	5	2	2	1	1	1	2	2	0	1	30	9	9	18	18	18	3	3	0	3	17	5
沖縄県	那覇市	○			○	22,730	21,534					○						○	(1) 63,000円（小4時に新入学学用品費の支給がなかった者）②33,000円（小4時に新入学学用品費の支給があった者）			○			○			80,880	33,564						○			○	60,910	51,022					中学1年生の新入学学用品費は、4月認定者のみ。前年度新入学学用品費（30,000円）の支給があった者は、差額の33,000円を支給。支給がない者は63,000円を支給。体育実技用具費、校外活動費（宿泊を伴う）については、実績なし。卒業アルバム代等は令和5年度より前倒のため、令和5年度予算に計上した単価を記入。	
沖縄県	宜野湾市	○						○	22,320			○						○	47,400													○	○	55,302									
沖縄県	石垣市	○						○	22,510			○						○	47,400																							通学用品は、1学年以外が対象のため、1年を除き平均額を算出した。	
沖縄県	浦添市	○						○	22,320			○						○	47,400													○	○	52,731									
沖縄県	名護市	○						○	21,700			○						○	47,400			○	○	42,969											○	50,000	50,000							
沖縄県	糸満市	○						○	19,000			○						○	47,400													○			○	50,000	38,540							
沖縄県	沖縄市	○						○	22,320			○						○	47,400													○			○	57,590	45,845					●学校給食費は、上限額(月額)4,600円の支給であるが、月途中での転出入があった場合は日割支給となる。 ●オンライン学習通信費は、令和4年度より新たに追加している。沖縄市立教育研究所にて全児童生徒へタブレットを配布し、オンライン学習を推進中。教育研究所にて20GB以上の通信費契約を徴収しており、20GB以上の通信費の業者比較の資料などもふまえて業務が1,250円/月額と設定した。	
沖縄県	豊見城市	○						○	21,700			○						○	47,400			○						○	77,200			○			○	55,000	48,210							
沖縄県	うるま市	○						○	22,510			○						○	47,400													○			○	70,000	51,580							
沖縄県	宮古島市	○						○	22,320			○						○	47,400																							校外活動費：実績なし。	
沖縄県	南城市	○						○	22,320			○						○	47,400													○			○	55,000	13,178							
沖縄県	国頭村	○						○	22,100																																		令和5年度より、国頭村独自の施策で「国頭村子育て応援修学旅行費」を実施することになり、費用徴収も含めて、対象の保護者へ支給を行っています。
沖縄県	大宜味村	○						○	21,700			○						○	11,400													○						○	60,000				
沖縄県	東村	○						○	21,700			○						○	22,900													○			○	55,900	38,750					令和4年度の校外活動費、医療費に関しては実績なし。	
沖縄県	今帰仁村	○						○	23,870			○						○	45,000													○						○	50,000				
沖縄県	本部町	○						○	23,870			○						○	22,900													○			○	50,000	50,000					学用品費は1年生のみ21,700円、2-3年生は23,870円、総合は37%程度で設定（認定月分の場合あり）	
沖縄県	恩納村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	80,200								○オンライン通信学習費については、世帯につき年間14,600円の支給とする。（小・中に対象者がいても、世帯につき年間14,600円）。 ○校外活動実施なし。 ○令和2年度より中学校は村単独の子育て支援により給食費無償化とするが、区域外通学の生徒は無償化とならないため、一部支給済み。	
沖縄県	宜野座村	○			○	22,730	22,493					○						○	60,000													○			○	70,000	37,216					令和3年度給食費無償化により支給実績なし。	
沖縄県	金武町	○						○	26,050			○						○	47,400			○	○	0								○	○	63,400								1.通学費の支給対象者なし 2.学校給食費に関しては町で無償化を実施	特になし
沖縄県	伊江村	○						○	22,730			○						○	60,050													○						○	10,705				
沖縄県	読谷村	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	55,000	55,000							
沖縄県	嘉手納町	○						○	21,700			○						○	47,400													○	○	38,000								「校外活動費」令和4年度支給実績なし	
沖縄県	北谷町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	46,888									
沖縄県	北中城村	○						○	25,000		○	○						○	60,000													○			○	60,910	60,910					学用品費について、中1は22,730円、中2・3は25,000円（通学用品費は学用品費に含む）。 医療費は設定しているが、子ども医療費助成の拡充により支給無し（医療券発行0人）	
沖縄県	中城村	○						○	22,730			○						○	47,400													○			○	65,000	42,352					・修学旅行費 2年生、3年生実施 ・医療費 0円（実績なし）	
沖縄県	西原町	○						○	21,700			○						○	22,900													○			○	60,000	59,592						なし
沖縄県	与那原町	○						○	22,320			○						○	33,550													○			○	65,000	65,000						
沖縄県	南風原町	○						○	22,320			○						○	47,400													○			○	60,000	60,000					医療費実績なし。	
沖縄県	渡嘉敷村	○						○	21,700			○						○	22,900													○	○	142,000						他の補助金にて支給	
沖縄県	座間味村	○						○	22,730			○						○	60,000																							該当者がいないため支給実績なし。	当村においては個人事業者の割合が多く、実際の収納度と住民税非課税の振り分けでの支援は一致しないことが多いため、非課税世帯への支援という形ではなく、全幼児児童生徒を対象として修学旅行費や給活動通信費の村負担という形での援助を行っている。
沖縄県	東村	○						○	23,870																																		
沖縄県	渡名喜村										無償化									無償化										無償化										無償化		村独自の援助により、全児童生徒に対し、学用品費、給食費・医療費・修学旅行費等がすべて無償化ではないため、就学援助を行っていない。
沖縄県	南大東村	○			○	11,620	23,145					○						○	60,000													○	○	0							実績がない	
沖縄県	北大東村	○						○	22,000			○						○	20,000													○			○	実費額の一部	0						
沖縄県	伊平屋村	○			○	21,700	21,700					○			○	22,900	22,600																									医療費については、子ども医療費助成にて対応していたための支給実績。	
沖縄県	伊是名村	○						○	22,320			○						○	47,400													○	○	36,158								年間支給額0円については、実績がなかった。	
沖縄県	久米島町	○						○	22,320			○						○	23,550																								
沖縄県	八重瀬町	○						○	22,730			○						○	60,000		1年生対象														○	60,910	40,881						
沖縄県	多良間村	○						○	22,320			○						○	23,550																							援助の資目で給食費・医療費は実費となっているが、現在無料のため支給はしていない。	
沖縄県	竹富町	○						○	22,320			○						○	47,400																								
沖縄県	与那国町	○						○	22,730			○						○	63,000			○						○	2,278														